
IV. 關 連 規 程

1. 授業の始業および終業に関する規程

(目 的)

第1条 授業の始業及び終業時刻は、学則第6条に基づきこの規程により行う。

(始業及び終業時刻)

第2条 始業及び終業時刻は次のとおりとする。

1) 講義時間は、原則として9時から16時10分とする。

1時限目 9:00～10:30

2時限目 10:40～12:10

3時限目 13:00～14:30

4時限目 14:40～16:10

2) 臨地実習時間は、上記1)の限りではない。

3) 教育上必要と認める時は、一部変更することがある。

(授業時間)

第3条 講義は90分をもって2時間とする

2 実習は60分をもって1時間とする

2. 出席の取り扱いに関する規程

(出席表)

第1条 出席は、出席表によって、これを明らかにする。

(出席の確認)

第2条 出席の確認は、講師に一任される。

2 各科目の出席状況は事務に申し出、学生証を提示することにより確認できる。

(欠課届の取り扱い)

第3条 欠課届の取扱いは下記のとおりである。

1) 病欠 病気で欠課し欠課届(様式15)と診断書を提出した場合。

2) 忌引 家族(三親等以内)の死亡に伴う忌引で欠課し欠課届(様式15)と関係書類を提出した場合。

忌引は欠課時間に算入しない。

忌引は次のとおりとする。

(1) 父母 (死亡当日より7日以内)

(2) 祖父母、兄弟姉妹 (死亡当日より3日以内)

(3) 伯父、伯母、叔父、叔母 (死亡当日)

3. 成績評価および卒業に関する規程

(目 的)

第1条 成績評価に関しては、学則第10条に基づきこの規程により行う。

(評価の方法)

第2条 成績の評価は次の各号によって行う。

- 1) 講義科目の成績
- 2) 実習科目の成績

(受験資格)

第3条 受験資格は次の各号に該当する者に与える。

- 1) 科目の講義および演習の出席時間数が授業時間数の3分の2以上の者
- 2) 科目の実技および実習の出席時間数が授業時間数の3分の2以上の者
- 3) 前各号に該当しない者で、病気(要診断書)、その他やむを得ない事由で欠課し、当該科目の補充講義(以下「補講」という)、または補習実習を終えた者

(科目の試験)

第4条 科目の試験は、次の各号のものをいう。

- 1) 終講試験 授業が終講した科目に行う試験である。
- 2) 追 試 験 受験資格を有する者が、やむを得ない事由で欠課した科目に行う試験であり、再実施は行わない。
- 3) 再 試 験 終講試験の結果、評価が不合格となった科目に行う試験であり、再実施は行わない。

(評価の時期)

第5条 試験は、原則としてその科目が終了した学期末に受験資格のある者に対して行う。

但し、科目の講師が必要と認めた時は、学期末以外の時期にも行うことができる。

- 2 実習の評価は各実習終了後に行う。

(各試験の注意事項)

第6条 故意に試験を忌避したり、または不正行為を行った者は当該科目の評価は不合格とする。

- 2 試験開始時刻に遅刻した場合、その試験時間の30分以上を経過しているときは受験することができない。
- 3 試験途中で退室する場合は、その試験の開始後30分以上を経過していなければならない。

(評価の基準)

第7条 成績評価は、その科目の講師が次の基準により行う。

評 価	得 点(点数)	合 否
A	80点以上	合 格
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

(追試験)

第8条 追試験を希望する者は、追試験許可願(様式25-1)を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 教員会議の議を承け、追試験を受けようとする者は、追試験願(様式9)、受験料を添えて指定された期日までに所定の手続きをしなければならない。
- 3 追試験の成績は、原則として得点の80%とする。尚、インフルエンザ等の学校が規定する感染症で(東京慈恵会医科大学附属第三病院院内感染対策マニュアル準拠)の場合の場合は、この限りではない。

(再試験)

第9条 再試験を受けようとする者は、再試験願(様式8)、受験料を添えて指定された期日までに所定の手続きをしなければならない。

- 2 再試験の合格者の成績評価は、「C(60点)」とする。

(補充講義)

第10条 補充講義を希望する者は、補充講義許可願(様式25-2)を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 教員会議で、出席時間がやむを得ない事由で不足したと認められた者は、指定された期日に、補充講義(以下「補講」という)を受けることができる。
- 3 補講を受けようとする者は、補充講義願(様式10)、受講料を添えて指定された期日までに所定の手続きをしなければならない。
- 4 補講は指定された期日に行う。
- 5 補講を終了したと認められた者は、第8条を準用する。

(補習実習)

第11条 補習実習を希望する者は補習実習許可願(様式25-3)を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 教員会議で、出席時間がやむを得ない事由で不足したと認められた者、実習内容不足となった者は、指定された期日に補習実習を受けることができる。
- 3 補習実習を受けようとする者は、補習実習願(様式11)、受験料を添えて指定された期日までに所定の手続きをしなければならない。
- 4 補習実習は指定された期日に行う。
- 5 補習実習は原則として年1回とする。尚インフルエンザ等の学校が規定する感染症(東京慈恵会医科大学附属第三病院院内感染対策マニュアルに準拠)の場合はこの限りではない。
- 6 補習実習合格者の成績評価は「C(60点)」とする。

(単位認定)

第12条 単位認定は、単位認定会議に基づき年度末に行う。

(卒業認定)

第13条 卒業認定は、卒業認定会議において次の各号に基づき最終学年末に認定する。

- 1) 所定科目の履修が認定されている者
- 2) 出席時間が出席すべき日数の3分の2以上の者とする。

4. 科目履修に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は学則に基づき科目履修を計画的に行うために必要な事項を定める。

(履修科目)

第2条 本校在学の間履修すべき科目は、教育課程「科目の構成」のとおりとする。

(履修順序)

第3条 履修は学科進度表に則り単位を修得する。

2 下記の科目履修にあたっては、前提科目の履修が必要となる。

1) 臨地実習

生活過程を整える実習Ⅰ	看護学概論	日常生活の援助技術	日常生活の援助技術の実際
	看護基本技術		
地域で生活する人と生活を知る実習	なし		
生活過程を整える実習Ⅱ	生活過程を整える実習Ⅰ	看護過程の展開	
つなぐ実習	地域・在宅看護概論	老年看護学概論	成人看護学概論
生活過程を整える実習Ⅲ-1	フィジカルアセスメント	生活過程を整える実習Ⅱ	
生活過程を整える実習Ⅲ-2	フィジカルアセスメント	生活過程を整える実習Ⅱ	
生活過程を整える実習Ⅲ-3	フィジカルアセスメント	生活過程を整える実習Ⅱ	
小児看護学実習	生活過程を整える実習Ⅱ	小児看護学概論	
母性看護学実習	生活過程を整える実習Ⅱ	母性看護学概論	
精神看護学実習	生活過程を整える実習Ⅱ	精神看護学概論	
地域・在宅看護論実習	生活過程を整える実習Ⅱ	地域・在宅看護学概論	
統合実習	統合以外の全ての実習		

(授業の方法)

第4条 授業は講義・演習や実技・実習のいずれかで、多様なメディアを利用し行うことができる。

(再履修手続き)

第5条 再履修を希望する者は、再履修科目申請書(様式20)を指定された期日までに、事務に提出し登録を受けなければならない。

- 2 履修する科目は、履修年次の低い科目を優先して履修する。
- 3 登録は個人の責任において行う。後日申請書の写しを交付するので必ず確認する。
登録の際には次の点に留意する。
 - 1) 登録しない科目は受講できない。(間違いがあつた場合、その科目履修は無効となる)
 - 2) 指定されたクラスで履修する。その時間以外に履修することはできない。
 - 3) 「再履修申請書」(様式20)により登録した科目は、その年度に履修する。
- 4 臨地実習中の講義受講は以下の通りとする。
 - 1) 外部実習期間中は実習を優先する。
 - 2) 講義1回受講する場合は、実習時間より2時間を欠課時間とする。
 - 3) 終講試験を受験する場合は、1科目1時間を欠課時間とする。

(聴講手続き)

第6条 聴講を希望する者は履修科目の聴講願(様式4)を指定された期日までに、事務に提出し許可された科目において登録を受けなければならない。

- 2 登録は個人の責任において行う。後日聴講願の写しを交付するので必ず確認する。
登録の際には次の点に留意する。
 - 1) 登録しない科目は聴講できない。
 - 2) 指定されたクラスで聴講する。その時間以外に聴講することはできない。
 - 3) 「聴講願」(様式4)により登録した科目は、その年度に聴講する。

5. 既修得単位認定規程

(目 的)

第1条 この規程は、本校の学則第11条の規程に基づき、履修した授業科目について修得した単位等(以下「既修得単位」という。)の認定を定めるものとする。

(既修得単位認定の被認定者)

第2条 既修得単位の認定を申請できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

1) 放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校又は医療関係10職種の学校・養成所に該当する者。

・ 歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士
・ 視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士

但し、本校における総取得単位数2分の1を超えない範囲とする。

2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野、又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限定する。

但し、本校の基礎分野の科目の範囲とする。

(申請手続き)

第3条 既修得単位の認定を希望する者は、別に指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

- 1) 既修得単位認定申請書(様式3)
- 2) 認定を受けようとする授業科目の概要を示す書類
- 3) 出身校の単位修得証明書
- 4) その他単位認定に必要な書類

(認定基準等)

第4条 認定を受けようとする授業科目の単位数は、本校における授業科目の内容・単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

- 2 第2条1号の者の認定する授業科目は、本校における総修得単位数の2分の1を超えない範囲とする。
- 3 第2条2号の者の認定する授業科目は、次の各号の領域に限定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野、又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限定する。
但し、本校の基礎分野の科目の範囲とする。

(認定方法)

第5条 既修得単位の認定は、本校が任命する当該科目の担当講師が認定の可否について審査を行い、既修得単位認定会議の議を経て決定する。

(申請者への通知)

第6条 学校長は、前条の規程により認定したときは、既修得単位認定通知書により申請者に通知する。

(成績の評価)

第7条 認定した授業科目の成績評価は、「認定」とする。

(聴講手続き)

第8条 既修得単位認定を受けた科目の聴講を希望する者は、聴講願(様式4)を指定した期日までに、事務に提出し登録を受けなければならない。

2 登録は個人の責任において行う。後日「聴講願」の写しを交付するので必ず確認する。

登録の際には次の点に留意する。

1) 登録しない科目は聴講できない。

2) 指定されたクラスで聴講する。その時間以外に聴講することはできない。

3) 「聴講願」により登録した科目は、その年度に聴講する。

6. 休学、復学および退学に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、学則第6章に定める休学、復学および退学について定めるものとする。

(休 学)

第2条 学生が休学を希望するときは、休学願(様式6)に保証人連署の上、学校長に願い出て許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 病気その他やむを得ない理由で引き続き1カ月以上欠席した学生は、休学させることがある。
- 3 休学願受理後は、授業や試験を受ける権利を失う。
- 4 休学した場合は当該年次に留まる。

(休学期間)

第3条 休学期間は通算して2年をこえることはできない。休学期間が1年をこえる場合は新たに手続きをしなければならない。

- 2 休学は、前期休学と後期休学がある。休学期間は1か月以上とする。
- 3 休学期間は在学年限に算入しない

(復 学)

第4条 休学者が復学を希望するときは、復学願(様式7)にその理由を詳記し保証人連署の上、学校長に願い出て許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病による場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2 復学の時期

前期休学の場合：その年次の後期復学から認める。

(後期科目の開講が9月からの科目は、9月からの出席を認める)

後期休学の場合：次年度の前期から復学を認める。

(退 学)

第5条 退学を希望する者は、退学願(様式99)にその理由を詳記して、保証人連署の上、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

7. 健康管理に関する規程

(目 的)

第1条 学生の健康管理は、この規程に基づき行う。

(健康管理実施者)

第2条 健康管理は、校医及び看護教員がこの任にあたる。

(健康診断の回数)

第3条 健康診断は、定期健康診断の他、必要時に行う。

(健康診断の対象・内容)

第4条 定期健康診断は、年1回(春季)以上、各事項について学生全員に行う

- 1) 胸部X線直接撮影
- 2) 検尿
- 3) 採血
- 4) 身長・体重・視力
- 5) B型肝炎抗体検査(1年次)
- 6) 小児感染症抗体検査(1年次)
- 7) T-SPOT 結核検査(1年次)
- 8) 検便検査(必要時)

(予防接種)

第5条 在学中に行う予防接種は下記の通りである。

- 1) 上記項目の5)B型肝炎抗体検査 6)小児感染症抗体検査の結果によりワクチンを接種する。(1年次)
- 2) B型肝炎ワクチン、小児感染症ワクチンを接種したものは翌年抗体検査を実施し、必要時ワクチンを再接種する。(2年次)
- 3) インフルエンザ予防接種(毎年)
- 4) T-SPOT 結核検査偽陽性および陽性者は校医の指示を受ける。
- 5) その他、学校長が必要と認めた予防接種

(健康診断の記録)

第6条 定期健康診断・予防接種を施行した時は、その結果を健康手帳に記載する。

(健康診断の費用)

第7条 定期健康診断・予防接種に要する費用は学校が負担する。但し、指定された期日にできない場合はこの限りではない。

(健康手帳の作成)

第8条 健康手帳を作成し、学生自身の健康管理の資料とする。

(学生相談室)

第9条 学生の相談等に応じ、必要時にカウンセリング等が受けられるよう学生相談室を置く。

8. 授業料、実習費に関する規程

(目 的)

第1条 学則第27条の本校の授業料、実習費の納入・返還および取り扱いについては次のとおり定める。

(授業料および実習費)

第2条 授業料、実習費は年額360,000円とする。

なお、テキスト代、教材費、行事費、ユニフォーム代金、クリーニング代金、学外研修費、国家試験模擬試験、外部施設実習交通費 等は、授業料、実習費に含まれない。

(授業料、実習費の納入)

第3条 授業料、実習費は毎年指定期日にまでに納入していなければならない。

納入時期 4月1日～4月10日

2 授業料、実習費の納入は、本校指定の銀行口座に一括振り込みとする。

銀行名	三菱UFJ銀行 調布支店
口座名	学校法人慈恵大学 慈恵第三看護専門学校
口座番号	普通預金 0179628

3 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき、授業料等減免の取り扱いについては別に定める。

(授業料、実習費の返還)

第4条 いったん納入した授業料、実習費は原則として返還しない。

2 なお、学校長が認めた場合はその限りではない。

9. 奨学金に関する規程

(目 的)

第1条 学則第31条の本学の奨学金の取り扱いについては次のとおり定める

(奨学金の種類)

- ・ 学校法人慈恵大学看護学生奨学金
 - ・ 藤田順子慈恵看護教育奨励基金
 - ・ 東京都修学資金
 - ・ 日本学生支援機構奨学資金
- * 応募資格・貸与金額・応募方法・返済 等については別に定める。

10. 賞罰に関する規程

表彰に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本校学則第32条の規程に基づき、学業操行ともに優秀な者や善行があつて他の模範となる者に与える表彰について定めたものとする。

(優等賞)

第2条 卒業するに際し、学業成績が最も優秀な者に対して優等賞を与える。

2 教員会議の議を経て学業操行ともに最も優秀と認められた者とする。

(恵和会賞)

第3条 卒業において在学中の成績が優秀な者に対して慈恵看護専門学校同窓会より表彰する。

2 恵和会賞への推薦は、卒業において成績が優秀な者で各課程(各校)1名以内とする。

3 提出された推薦者により恵和会理事会で審議し表彰者を決定する。

(その他の表彰)

第4条 在学中の学生に対し、善行があつて他の学生の模範となる者で学校長が認めた場合、特別に表彰する。

罰則に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、本校学則第33条の規程に基づき、学則に違反し、学生としての本分に反する行為があつた者に対して科す懲戒について定めるものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒は、戒告、停学および退学のいずれかの処分を科すものとする。

2 学校運営会議の議を経て懲戒処分を決定する。

(戒告・停学・退学)

第3条 戒告・停学・退学とは、在学中の学生がその本文に反する以下の行為があつた場合に科す処分である。

2 処分対象となる行為

1) 試験におけるカンニングとそれに類似した行為

2) 情報漏えいに関する行為

(1) ソーシャルメディアに関連する行為

ソーシャルメディアとは、

インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービス

(Facebook、Twitter、You tube、mixi、Blog、Google+、Line、Instagram、掲示板等)

の総称のことをいう。

ソーシャルメディアを利用するにあたり、以下のことを遵守すること。

- ① 関連する法令及び学内規程を遵守すること。
- ② 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等知的財産権を侵害しないこと。人の肖像画像等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮すること。
- ③ 発信内容に対する責任は、発信者が負うこと。情報発信には学校の運営やイメージに影響を及ぼすことがあるために、本学の構成員であることを自覚すること。
- ④ 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。また、一度公開された情報は削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、完全に削除することは困難なことを理解しておくこと。
- ⑤ 次のような情報は発言してはならない。
 - ・ 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
 - ・ 他人のプライバシーに関する内容
 - ・ 公序良俗に反する内容
 - ・ 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- ⑥ ソーシャルメディアを介したコンピュータウイルスに注意すること。ソフトやアプリの安易なダウンロードを避ける。

[個人情報及び機密情報の取り扱い]

- ⑦ 学校法人慈恵大学個人情報保護に関する規程を遵守し、学習上知り得た守秘義務のある情報は絶対に発信してはならない。
- ⑧ 個人情報については、適切な管理を行い、外部への流出防止だけでなく、情報の紛失、破壊、改ざんの危険や外部からの不正なアクセス等の危険に対して、安全対策を実施し、個人情報の保護に努めること。

[免 責]

- ⑨ 本校に所属する一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、若しくは本学が相応しくないと判断した場合、本学は当該利用者に対して損害賠償等を求めることができる。

[違反行為に対する措置]

- ⑩ 本規程を逸脱するような行為があった場合、学則により懲戒する場合がある。
- ⑪ 本校はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、所属する一員のソーシャルメディアでの活動について調査することがある。

(2) 学習に関する記録または記録媒体((USB フラッシュメモリ、CD-R/CD-RW、DVDR/DVD-RW 等の光学ディスク、SD カード、HDD等)の紛失

- 3) 未成年飲酒、薬物乱用・依存、交通事故、他者への暴力など法令違反行為
- 4) 学内施設・備品を故意に破損・窃盗する行為
- 5) 校内で許可なく録音(動画・写真等)する行為
- 6) その他

3 停学、退学の場合は、学籍番号をもって掲示する。

4 処分内容は、学籍簿に記載する。

11. 個人情報の取り扱い規程

学校法人 慈恵大学 慈恵第三看護専門学校(以下「本校」)では、個人情報保護の重要性を認識し、その適切な管理を行うため、関連法令を遵守するとともに、個人情報保護基本方針ならびに個人情報保護に関する規定を制定する。

(個人情報)

第1条 現在、過去において本校に在籍していた学生、受験生、保証人、教職員に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報をいう。

(個人情報の収集)

第2条 個人情報を収集するときは、適切かつ公正な手段により収集します。また、収集にあたっては、自明の場合を除き、その利用目的を明確にする。

(個人情報の管理)

第3条 保有または新たに取得する個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、または漏洩などのないよう適切な管理を実施する。
なお、個人情報の取扱いを外部に委託する場合も、契約を書面を取り交し、適切な管理を実施する。

(個人情報保護に関する管理責任)

第4条 個人情報総括責任者を置き、校長がその任にあたり、個人情報の取得、利用または、提供などを実施するため事務管理責任者を置き、事務長がその任にあたる。

(個人情報の提供)

第5条 本校では、以下の場合を除き、情報を外部に提供することはない。

- 1) 本人の同意があるとき
- 2) 法令によるとき
- 3) 人の身体、生命等を保護するため、緊急かつ止むを得ないとき
- 4) 情報の同一性確認を求める公的機関からの依頼があるとき
- 5) 本校の業務に必要不可欠なとき
- 6) 個人情報保護委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき
- 7) 学校法人 慈恵大学より個人情報の提供を求められたとき
- 8) 学校長が認めたとき

(個人情報の第三者提供)

第6条 本校では、以下のとおり、本校が所管する学生個人に関わる各種情報について、第三者提供するものとする。

1) 正課の教育活動を円滑に行うため、第三者に個人情報を提供する。

①限定した個人情報(学生番号・学年・学生氏名)の提供先について

- ・ 傷害保険・賠償責任保険・感染症事故補償に関する保険加入のために、日本看護学校協議会共済会に個人情報を提供する。
- ・ 臨地実習先に関して、個人情報を提供する。

(東京慈恵会医科大学附属第三病院、外部実習施設など)

②限定した個人情報(学年番号・教職員番号・学年・学生氏名[ローマ字・フリガナ]・生年月日)の提供先

- ・ 正課の教育活動を行うため、学生のメール・IP登録に関して、学校法人慈恵大学法人事務局総務部システム課に、個人情報を提供する。
- ・ 健康診断、管理を行うため、東京慈恵会医科大学附属第三病院に、個人情報を提供する。
- ・ 氏名章作製、ユニホーム等販売のため、株式会社慈恵実業に対し、個人情報を提供する。

③限定した個人情報(本籍・住所・学生氏名[フリガナ]・生年月日・学歴・職歴・電話番号)の提供先について

- ・ 看護師国家試験受験手続を行うため、看護師国家試験運営本部事務所に対し、個人情報を提供する。

2) 奨学金貸与のため、希望する学生に関して、第三者に情報を提供する。

①限定した個人情報(学年・学生氏名・住所・保証人氏名・住所・本籍・家族構成・勤務先・年収・奨学金振込口座等の情報)を次の機関に提供する。

- ・ 学校法人慈恵大学
- ・ 東京都福祉保健局医療政策部
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構

3) 卒業後、慈恵看護専門学校同窓会である恵和会に対して、個人情報(所属、卒業年月、学生氏名、住所、電話番号、勤務先等)を提供する。

ただし、情報の提供を希望しない場合は、教員室同窓会担当者にその旨を申し出る。

(個人情報の開示・訂正)

第7条 個人情報に誤りがあった場合には速やかに訂正する。

個人情報の開示については、「個人情報保護の取り扱い規程(関連規程11)」に基づき、開示する。

(不服の申し立て)

第8条 本校の個人情報の取り扱いについて不服がある場合は、事務局窓口までに申し出る。